

福島県の風評税制に係る税の優遇制度の認定を受けられた皆様へ

会津若松市内で設備投資を行い県知事の認定を受けた
土地※¹、家屋、償却資産※²の固定資産について
5年間課税を免除する制度があります

福島復興再生特別措置法
〈特定事業活動に係る税の優遇措置〉

※¹ 土地は取得後1年以内に、認定を受けた家屋の建設が着工された場合に
対象になります。(対象家屋の設置面積部分)

※² 償却資産は構築物、機械・装置、器具・備品が対象になります。

課税免除の要件

特定事業活動を行う事業者として、福島県知事の指定を受け、指定を受けた
特定事業活動を適切に実施していることについて認定を受けていること。

本制度を活用できる期間

県知事の指定を受けた日から令和11年3月31日までに取得されたもの

手続きの流れ(県知事の認定を受けた後)

課税免除申請
(申請者)

書類審査
(市)

現地調査
(申請者・市)

課税免除の決定
(市→申請者)

申請先、お問い合わせ先

会津若松市役所 税務課 家屋・償却資産グループ
TEL:0242-39-1225